

県政調査実施要領の改正について

1 経緯等

県では、行政手続オンライン化の推進に当たり障害となっている押印の見直しについて、取組を進めている。

神奈川県議会議員県政調査実施要領（以下「実施要領」という。）においては、地方自治法第 100 条第 13 項で定める議員派遣の規定に基づく県議会議員が実施する調査（以下「県政調査」という。）に関し、県政調査計画書及び県政調査報告書を提出する際には、団長の「署名又は記名押印」を求めてきたが、次のとおり見直しを行う。

2 現状

(1) 県政調査計画書（様式 1）について

団長は、県政調査の必要性を認めた場合は、「県政調査計画書（様式 1）」（以下「計画書」という。）を議長に提出するが、計画書には「署名又は記名押印」を求めている。

(2) 県政調査報告書（様式 4）について

各会派の団長は、調査終了後に「県政調査報告書（様式 4）」（以下「報告書」という。）を議長に提出するが、報告書にも「署名又は記名押印」を求めている。

3 見直し案

計画書及び報告書から「(署名又は記名押印)」を削除し、記名のみとする。

あわせて、字句の整理等規定の整備を行う。